

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3件 |
| 厚生年金関係 | 3件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B局における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月25日から同年6月1日まで

A社には、昭和32年4月に入社し、平成14年6月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、A社本社から同社B局に異動になった時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する申立人に係る勤務履歴から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和35年5月25日にA社本社から同社B局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B局における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

昭和36年3月に入社し、平成11年7月までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であり、厚生年金保険の加入期間に空白があるのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された職歴を記録した従業員手帳(写)、A社が保管する申立人の人事台帳、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し(昭和41年5月16日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月30日は45万8,000円、17年12月30日は22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成17年12月30日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成16年及び17年に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、平成16年7月30日は45万8,000円、17年12月30日は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。